

令和6年度
小矢部市プレミアム付商品券
取扱店要領

令和6年4月17日

小矢部市商工会

1 目的

この要領は、物価高騰の影響を受ける市民の消費や暮らしを支え、地域経済の活性化を図るため、消費喚起を目的に、小矢部市商工会が発行する「小矢部市プレミアム付商品券」の取扱について必要な事項を定める。

2 応募資格・条件

小矢部市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所とする。ただし、事業所が次に掲げる場合に該当するときは、対象としない。

- (1) 小矢部市暴力団排除条例(平成24年小矢部市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者が関与しているとき。
- (2) 事業の内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する営業を行っているとき。

3 申込方法

取扱店登録を希望する事業者は以下の方法で申し込むこと。(FAX可)

- (1) 令和5年度に実施した「小矢部市プレミアム付商品券」の取扱店は、自動的に本券取扱店となる。取り扱わない場合は別紙辞退届を提出する。
- (2) 新規に取扱いを希望する事業所は取扱店登録申込書に必要事項を記入し、提出する。
- (3) 小矢部市商工会のホームページから申込フォームを印刷して提出。

4 申込(辞退)期限

令和6年5月20日(月)まで

期限内に登録手を完了した事業所をプレミアム付商品券取扱店舗一覧に掲載する。なお、期限後も申込を受け付けることとし、小矢部市商工会のホームページで周知する。

5 商品券の概要

- (1) プレミアム付商品券(以下「商品券」という。)の発行総額は、2億2,750万円を予定している。
- (2) 商品券の使用期間は、発行日(7月予定)から令和6年12月31日(火)までとする。
- (3) 商品券は、額面500円券13枚の6,500円分を1セットとし、5,000円で販売する。1人につき10セットまで購入できる。

【13枚の内訳】

応援券 7枚(3,500円分) … 取扱店のうち、市内に本店又は本社を有する店舗及び個人事業主の店舗でのみ使用可能

共通券 6枚(3,000円分) … 取扱店全店で使用可能

- (4) 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、券面に記載の期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売又は役務の提供(以下「取引」という)を行う。
- (5) 釣り銭は出ない。

- (6) 券面に記載の期間以降、商品券を使用することはできない。
- (7) 商品券販売前に行われた取引の支払いには使用できない。
- (8) 商品券の使用対象外となる取引は、次のとおりとする。
 - ア 医療保険、介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品含む)
 - イ 税金・振込手数料、電気・ガス・水道料金などの公共料金
 - ウ 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - エ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - オ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に係る支払い
 - カ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - キ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
 - ク 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ケ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの
- (9) 取扱店のうち、商工会会員事業所での利用についてはダブルチャンス抽選を行う。(商工会は随時入会可能)

6 Wチャンス抽選の概要(総額50万円予定)

- (1) Wチャンス抽選は、対象となる商品券に記載の番号により行い、当選者には、小矢部市商工会の会員事業所のうち、令和6年度「小矢部市プレミアム付商品券」の取扱店にて使用できるWチャンス商品券をプレゼントする。
- (2) 抽選の対象となる商品券は、令和6年8月10日(土)までに会員事業所で使用された商品券で、令和6年8月23日(金)までに換金に持ち込まれたものとする。
- (3) Wチャンス商品券の発行総額は50万円を予定している。
 - 内訳:1等 5,000円分(500円券×10枚) 10名、
 - 2等 1,000円券(500円券×2枚) 450名
- (4) 当選発表は、チラシの新聞折込(9月24日(火))を予定)、小矢部市商工会のHPにて行う。
- (5) Wチャンス商品券の使用期間は、令和6年12月31日(火)までとする。
- (6) Wチャンス商品券の換金は、小矢部市プレミアム付商品券の換金申込書に記入場所を設け、換金方法、換金スケジュールは、小矢部市プレミアム付商品券と同様とする。

7 商品券の換金 ※換金締切は月2回です。まとめでの請求にご協力をお願いいたします。

- (1) 取扱店の換金手数料は無料とする。振込手数料に関しても、取扱店の負担は発生しない。
- (2) 換金は口座振替にて行う。※換金申請書には押印欄があります。
- (3) 商品券の換金を受けようとする取扱店は、裏面に取扱店名を記入した当該商品券及び「小矢部市プレミアム付商品券換金申請書」を提出する。また、初回申請時と振込口座の変更を希望する際に「振込口座指定届」を提出する。

(4) 換金窓口

換金受付窓口	受付時間	電話
小矢部市商工会 小矢部支所 (小矢部市八和町 5-15)	9:00~15:00 (平日のみ)	0766-67-0756
小矢部市商工会 津沢支所 (小矢部市津沢 345)		0766-61-2356

- (5) 換金は、令和7年1月10日(金)までに行うこと。
この日を経過した場合は、換金することができない。

・換金スケジュール

換金申請書提出締切(第 2、第 4 金曜日)	振込日
令和 6 年 7/26、8/9、8/23、9/13、9/27、 10/11、10/25、11/8、11/22、12/13、12/27 令和 7 年 1/10	締切日の翌週金曜日 (12/27 締切分は、 1/10)

8 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。取扱店がこれらの事項に違反したときは、登録を取り消すことがある。

- (1) 虚偽又は不正行為による登録をしてはならないこと。
- (2) 正当な理由なく商品券による支払を拒んではならないこと。
- (3) 商工会が配布する商品券取扱店ポスターを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (4) 商品券の不正使用が明らかな場合は、受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに連絡すること。
- (5) 商品券の交換、譲渡又は売買をしてはならないこと。
- (6) その他、商工会が指示した事項に従うこと。

9 申込先・問合せ先

小矢部市商工会 小矢部支所
〒932-0048 小矢部市八和町5番15号
TEL 0766-67-0756
FAX 0766-67-6353

小矢部市商工会 津沢支所
〒932-0115 小矢部市津沢345
TEL 0766-61-2356
FAX 0766-61-2360